

平成20年度 国立大学法人東京大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学部前期課程教育

- ・ 学部前期課程の新しい教育カリキュラムを着実に実施する。
- ・ 学部前期課程の新しい教育カリキュラムについて引き続き全学的に推進する。
- ・ 学部前期課程学生に知の大きな体系や構造を見せる「学術俯瞰講義」について、全学的推進体制の下、着実に実施する。
- ・ 新しい進学振分け制度を着実に実施する。
- ・ 新しい進学振分け制度については、大学案内等に詳細に掲載するとともに、大学説明会等でも引き続き周知する。

学部後期課程教育

- ・ 学部後期課程教育のカリキュラムの構造化と可視化を着実に進め、専門的知識をそれに伴う倫理的諸問題への関心を深めつつ体系的に獲得できるように促す。

大学院教育

- ・ 研究科等と附置研究所等との協働・連携を図りつつ、卓越した研究を通じた大学院教育を着実に実施する。特にグローバルCOEプログラム及び21世紀COEプログラムにおいて重点的に行う。
- ・ 人材育成の目的に合わせて専攻・コースを引き続き改編する。

高度専門職業人教育及び社会人再教育

- ・ 新たに設置した高度専門職業人教育のための専攻での教育を着実に実施する。
- ・ 既に設置した専門職大学院の教育を着実に実施する。
- ・ 社会人を主とする教育を着実に実施する。

教育の成果・効果の検証

- ・ 大学における授業の実態について、学生による授業評価を実施する。
- ・ 各部局における自己点検評価・外部評価の結果や東京大学標準実績データベース等を活用しつつ、大学機関別認証評価の実施に向けた検討を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

入学者選抜の基本方針に応じた入学者受入れ

- ・ 大学案内、大学説明会等広報活動を通じ、入学者選抜に関する情報を積極的に提供する。特に女子高校生向けの企画をオープンキャンパスや大学説明会でも引き続き行う。
- ・ 帰国学生に係る出願資格の見直しについて検討を行い、新しい出願資格要件での募集を開始する。
- ・ 成績優秀な外国人留学生に対する奨学制度を着実に実施する。また、外部資金の導入を視野に入れた成績優秀な外国人留学生に対する奨学制度を実施する。
- ・ 新しい進学振分け制度を着実に実施する。また、新たな後期日程試験については、十分検証を行う。
- ・ 医学系研究科、数理科学研究科、公共政策学教育部において、特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を着実に実施する。
- ・ 社会人特別選抜を活用し、社会人入学を推進する。

教育目標に応じた教育課程の編成

- ・ 「授業カタログ（10 学部後期課程授業総覧）」（冊子版）について、各学部の掲載内容の統一・充実を目指す。
- ・ 大学院の授業カタログについて、検討を行う。
- ・ 新学務システムへのシラバスの整備を充実する。
- ・ 学部前期課程の新しい教育カリキュラムを着実に実施する。
- ・ 学部後期課程教育のカリキュラムの構造化と可視化を着実に進め、専門的知識をそれに伴う倫理的諸問題への関心を深めつつ体系的に獲得できるように促す。
- ・ 学部横断的な全学共通科目の開設について引き続き検討する。
- ・ 人材養成プログラムを着実に実施するとともに、ダブルメジャー制度等の導入について引き続き検討する。
- ・ 研究科横断的な全学共通科目の導入について引き続き検討する。
- ・ 大学院の研究指導體制の充実を図る。特に大学院全体の活性化につなげるため、グローバル COE プログラム等を活用した研究指導を実施する。
- ・ 「国際学术交流活動等奨励事業」、「学術研究活動等奨励事業」を着実に実施する。
- ・ 海外の大学・研究機関等と新たに協定を締結し、外国人研究者や海外研究機関等との交流の活性化を図るほか、国際大学連合を通じた交流の促進を図る。

授業形態、学習指導法等

- ・ 「IT を活用した先進的な教育環境整備」を行う MEET プロジェクトを引き続き推進する。
- ・ 駒場アクティブラーニングスタジオ及び情報学環・福武ホールにおける教育環境整備の充実をさらに進める。
- ・ 現代的教育ニーズ取組支援プログラム「ICT を活用した新たな教養教育の実現」を推進する。
- ・ UT OCW（東大オープンコースウェア）、TODAI-TV とともに計画どおり、講義数を増やす。また、各部署の遠隔講義システムに関する情報を収集し、全学体制の構築を目指す。
- ・ 「国際学术交流活動等奨励事業」、「学術研究活動等奨励事業」を着実に実施する。
- ・ 海外の大学等との連携を深め、学生交流プログラムを積極的に実施する。
- ・ 大学院において外国語での授業の拡充を図る。
- ・ 引き続きティーチング・アシスタント(TA)制度を着実に進める。

適切な成績評価等の実施

- ・ 学部教育における公平かつ厳格な成績評価を実施する。
- ・ 修士課程において、厳格かつ適切な成績評価を行う。
- ・ 専門職大学院において、厳格かつ適切な成績評価を行う。
- ・ 博士課程において、厳格かつ適切な成績評価を行う。
- ・ 総長賞及び総長大賞を着実に実施するとともに、各部署における表彰制度の創設を奨励する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教職員の適切な配置等

- ・ 教職員の採用にあたっては、国籍や障害の有無にとらわれることのない、人事的取組を継続する。
- ・ 教職員の一定数を総長裁量及び教員採用可能数学内再配分システムにより配分する制度を継続して実施する。
- ・ 附置研究所・センター等の教員の大学院教育への参加を着実に実施する。
- ・ 優れた人材を教育支援者として配置する条件を整備するための教育支援のあり方について、具体策を引き続き検討する。

- ・ 引き続き全学的に、ファカルティ・ディベロップメント等の施策を実施する。
教育に必要な設備、図書館、博物館、情報ネットワーク等の活用・整備
- ・ 「東京大学施設のバリアフリー化に関する基本方針」に則り、バリアフリー対策工事を順次実施する。
- ・ 耐震改修などの整備に合わせ、教育環境の向上のため各部局の特性に応じた整備を実施する。
- ・ 図書の協同購入プランである「全学資料購入集中処理システムプラン」を着実に実施する。
- ・ 全学共通経費による基盤の学術雑誌等の整備を着実に実施する。
教育活動の評価及び評価結果による質の改善
- ・ 第 57 回の学生生活実態調査を着実に実施し、結果を公表する。
- ・ 学部前期課程の新しい教育カリキュラムについて、引き続き点検評価する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応

- ・ 全学の相談部門が連携して多面的な学生支援にあたるために、学生相談ネットワーク本部及び「なんでも相談コーナー」を発足させ、学生相談体制を充実させる。

生活相談・就職支援等

- ・ 保健センター3支所（本郷・駒場・柏）の統合的管理運営を着実に実施する。
- ・ 学校保健法第2種の感染症の増大に対応し、流行予防と対策について体制を強化する。
- ・ 健康教育・生活指導を強化し、積極的な健康増進への取組を推進する。
- ・ 全学的な就職支援方策の充実及びポストドクターのキャリア形成支援に引き続き努める。
- ・ 求人情報が一部、Web上で閲覧可能になるシステムの導入を検討する。
- ・ 全学の相談部門が連携して多面的な学生支援にあたるために、学生相談ネットワーク本部及び「なんでも相談コーナー」を発足させ、学生相談体制を充実させる。

経済的支援

- ・ 引き続き、大学独自の裁量を含め、授業料免除制度の充実に努力する。
- ・ 平成20年度から世帯給与収入400万円以下の学部学生の授業料を全額免除とする。
- ・ 平成20年度から博士課程院生への経済的支援として、授業料免除枠の拡大等を行う。

社会人・外国人留学生

- ・ 外国人留学生用宿舎の充実を図るため、引き続き都市再生機構所有の住宅の借り上げを行い、保証人等を必要としない低廉で比較的良質な宿舎を確保する。
- ・ 引き続き、経済的に困窮する私費留学生に対する経済的支援を着実に実施する。
- ・ 教養学部のAIKOMプログラム（短期交換留学制度）を着実に実施・充実させるため、協定校の更なる拡大を図る。

- ・ 大学院の選抜において、社会人の受入れを引き続き進める。

学生生活支援

- ・ 引き続き、新追分国際宿舎の整備を推進する。
- ・ 引き続き、学生や教員等が交流できるスペースを創出する。
- ・ 学生の課外活動を支援するための各種施策を実施するとともに、第二食堂建物の課外活動拠点化構想を引き続き検討する。
- ・ 引き続き、各キャンパスの状況に応じた福利厚生施設の充実等学生生活環境の改善を図る。
- ・ 新追分国際学生宿舎の管理運営体制及び管理規則等関係規則の制定に着手する。
- ・ 新追分国際学生宿舎の整備状況を見ながら、新豊島国際学生宿舎整備について検討を行う。

バリアフリー環境の実現

- ・ 障害をもつ学生を支援する支援者及びコーディネーターの専門性を高め、バリアフリー支援の更なる充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

目指すべき研究の方向性

- ・ 総長室総括委員会の下にある部局横断的組織において、従来の学問の枠を超えた知の構造化を通じ、新しいタイプの研究者育成を行う。
- ・ グローバル COE 拠点において、拠点ごとの研究基盤を強化しつつ、博士課程の院生を中心に、国際的な視野で活躍のできる若手研究者の育成を図る。
- ・ 引き続き、総長裁量資金枠を確保するとともに、ボトムアップ研究への支援をさらに充実させ、新しい研究を重点的に推進する。
- ・ 附置研究所は、研究拠点として研究の直接成果により、また、先端的研究を通じた高度研究者の育成により社会に貢献し、学内においては学部・研究科等との連携を強める。
- ・ 従来の全国共同利用の附置研究所・施設等は、上記に加え、大学法人の枠を越えて全国の関連研究分野の中核として学術研究の推進と卓越した研究者の育成に貢献する。
- ・ 全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の支援を行う。
- ・ 財務戦略室を中心に、学内の教育研究プランの精査及び戦略的な競争的資金の獲得支援を引き続き行う。
- ・ 総長室総括委員会傘下の機構等のもとで、領域横断的な学融合等の研究活動支援を充実させる。
- ・ サステナビリティ学連携研究機構の充実を図り、国際的研究拠点として活動を推進するとともに、その活動を社会に発信する。

研究成果の社会への還元

- ・ 更なる情報発信・広報活動の推進のため、ホームページの更新体制の強化、外国語ホームページの拡充等により、引き続き内容の充実を図る。
- ・ Proprius21 による共同研究創出を引き続き推進するとともに、中小・中堅企業も含む国内企業に一層活用して共同研究の創出を図る。また、海外企業との共同研究創出を可能にするための新たなスキームである「Global Proprius21」を軌道に乗せる。
- ・ 東京大学産学連携協議会を一層活用し、産学界との連携の推進を図る。
- ・ 平成 19 年度に発展的に解消した「国際・産学共同研究センター」(CCR)の自治体職員対象の研究修プログラムを承継し、自治体との連携強化機能の構築を図る。
- ・ 産学連携を目指した研究会(プラザ活動)を引き続き推進する。
- ・ アントレプレナー道場については引き続き教育プログラムとしてのコンテンツの更なる充実を図る。
- ・ 共同研究、共同出願等の効率化・迅速化を図るとともに、より適切な契約の作成や契約締結のための学内活動を推進する。
- ・ 「国際・産学共同研究センター」(CCR)の「産学連携データベース」を承継し、学内研究者の研究成果を産業界に対して継続発信する。
- ・ 東京大学アントレプレナープラザや産学連携プラザ・インキュベーションルーム入居企業への支援を更に強化するために、インキュベーションマネージャー機能を強化する。加えて、これら業務の

推進のための本学関連ベンチャー企業のデータベースを更新・再構築する。

研究の水準・成果の検証

- ・ 部局等は、適切な時期に研究に関する自己点検を行う。
- ・ 部局等の研究に関する自己点検の結果の概要を全学的にとりまとめ、公表する。
- ・ 東京大学標準実績データベースについて、引き続き、部局の研究活動の実態を踏まえた機能拡張等を実施するとともに、導入の促進を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な教員配置

- ・ 全学合計で 200 名分の教員の総長裁量枠及び教員採用可能数学内再配分システム枠を確保し、委員会等の検討に基づいて配分を実施し、新規分野の創成並びに既存分野の更新を図る。
- ・ リサーチ・アシスタント(RA)制度のさらなる充実とティーチング・アシスタント(TA)制度の改善の検討を進める。
- ・ 若手研究者自立促進プログラムを着実に推進する。
- ・ 他機関との連携・協力の基本協定に基づき交流を深め、研究協力・研究者交流体制の受け入れの拡充を進める。若手研究員や研究者の交流を促進するための制度設計について、他機関と連携して検討を進める。
- ・ 「東京大学教員のサバティカル研修に関する規程」に基づき、引き続き円滑な運用に努める。

研究資金の配分システム

- ・ 平成 19 年度に方針を構築した全学経費配分方式を実施し、問題点を検討する。
- ・ 研究支援経費の適用率引き上げの成果を活かすべく、より効果的・効率的な資金投資の方策について検討するとともに、研究者の研究環境改善や研究施設等の整備充実をより一層推進する。

研究に必要な設備等の活用・整備

- ・ 施設・設備管理システムの構成の一部をなす「共用研究設備管理システム」の平成 21 年度運用開始に向け、引き続き作業を行う。
- ・ 引き続き、全学的な共同利用スペースを確保し、重点的な研究プロジェクト等に使用する。
- ・ 附属図書館、総合研究博物館及び史料編纂所等における資史料の保全・修復及び管理は、専門研究者の知識と技能を活用し、デジタル技術によるデータベースやアーカイブなども視野に入れつつ行う。

知的財産の創出、取得、管理、活用

- ・ 他機関における研究目的での本学特許使用許諾のガイドライン、研究者異動時の知的財産の取り扱い等、知的財産取扱における諸課題の検討と改善を行う。
- ・ 科学技術交流フォーラムと産学出会い場の開催については、東京大学研究者から産業界への情報発信の場として継続し、応用展開研究の一助としていく。

研究活動の評価及び評価結果による質の向上

- ・ 引き続き、研究水準の向上のために、自己点検・評価結果を研究の質の向上や研究実施体制へ反映させるための手法を検討する。
- ・ 組織の評価に当たっては、他の大学・研究機関等から広く意見を聴き、研究活動、研究戦略についての助言を求める。

全国共同研究、学内共同研究等の活性化

- ・ 全国共同利用の附置研究所・施設等は、大学法人の枠を越えて全国の関連研究分野の中核として学術研究の推進と卓越した研究者の育成に貢献する。

- ・ サステナビリティ学連携研究機構の充実を図り、国際的研究拠点として活動を推進するとともに、その活動を社会に発信する。
- ・ 総長室総括委員会傘下の機構等のもとで、領域横断的な学の融合等の研究活動支援を充実させる。
- ・ 共同研究を行う者に対する安全衛生管理の教育を部局と環境安全本部が連携して行う。
中核的研究施設、設備の整備
- ・ 総長室総括委員会傘下の機構等のもとで、領域横断的な学の融合等の研究活動支援を充実させる。
全国連携・国際連携の拠点となる研究施設の整備
- ・ サステナビリティ学連携研究機構の充実を図り、国際的研究拠点として活動を推進するとともに、その活動を社会に発信する。
- ・ 世界トップレベル拠点「数物連携宇宙研究機構」の充実を図る。
- ・ 総長室総括委員会傘下の機構等の充実を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等

- ・ 引き続きオープンキャンパス、公開講座、公開シンポジウム、フォーラム等を着実に実施する。
- ・ 附属図書館、総合研究博物館、史料編纂所等で、充実した展示・公開、講演会等を行う。
- ・ 文部科学省の「農学系外国雑誌センター館」の指定を受け、農学生命科学図書館が農学・生命科学系の国内未収集の外国雑誌を体系的・網羅的に収集し、国内外の研究者等への文献複写提供サービスの拠点機能を維持する。
- ・ e-DDS サービスについて、学内図書館・図書空間及び国内外の大学図書館との連携を目指す。
産学官連携の推進
- ・ Proprius21 による共同研究創出を引き続き推進するとともに、中小・中堅企業も含む国内企業に一層活用して共同研究の創出を図る。また、海外企業との共同研究創出を可能にするための新たなスキームである「Global Proprius21」を軌道に乗せる。
- ・ 東京大学産学連携協議会を一層活用し、産学界との連携の推進を図る。
- ・ 平成 19 年度に発展的に解消した「国際・産学共同研究センター」(CCR)の自治体職員対象の研究プログラムを承継し、自治体との連携強化機能の構築を図る。
- ・ 研究成果の移転・活用のため、利益相反に十分配慮しつつ、営利企業役員等兼業の審査基準について検討する。
- ・ 東京大学の技術移転関連事業者である(株)東京大学エッジキャピタルとの連携により、研究者等が起業する際の資金提供等の支援を引き続き促進する。
- ・ 個々の教員の有する高度で多様な知見を集約し、大学のイニシアティブで政策立案に資する検討を行うための仕組みとして、学部横断的なネットワークの構築を図る。
教育研究における国際交流の拡大
- ・ 国際連携本部において国際交流の企画と推進を行うとともに、部局の国際交流室と協力しながら海外の大学との研究者・学生の交流制度の充実を図る。
- ・ 国際支援部で、国際大学アライアンス活動参加、シンポジウム、ワークショップ、フォーラムを開催する。韓国ソウルオフィス開設準備を進める。
- ・ AGS (Alliance for Global Sustainability) 参加 4 大学協力で Flagship Program を推進し、セミナー実施により、連携を強化する。

- ・ 国際大学連合等を通じたシンポジウム・研究集会への参加を図る。
- ・ サステナビリティ学連携研究機構では、サステナビリティ学に関する国際的な研究ネットワークを束ねる（Network of Networks (NNs)）を開始する。
- ・ 外国人留学生向けの e-learning 開発については、コンテンツを充実させるとともに、対象を留学生センター外にも広げる準備に着手する。
- ・ 北京代表所の運営をさらに継続し、優秀な留学生の獲得に向け、説明会等を行う。
- ・ 東大 イェール・イニシアティブ（UT ラボ）の活動強化を図る。

（２）附属病院に関する目標を達成するための措置

診療・経営基盤の強化、組織・業務の改善

- ・ 平成 20 年度診療報酬改定に対応した行動を速やかに行うために、特に病院内での情報共有に配慮し、病院長のリーダーシップが発揮出来るような運営体制を一層推進する。
- ・ 病院のあり方が頻繁に問われている状況でもあり、より体系的かつ積極的に情報発信していく仕組みの構築に努める。
- ・ 重症心不全病床を整備するとともに、産科病床や GCU（Growing Care Unit、継続保育室）病床を増加させ、急増している重症患者の診療を進める。また、キャンサーボードのもとに癌診療や癌登録を推進する。
- ・ 新しい治療法、診断法の開発や臨床応用の更なる推進を図る。
- ・ HOMAS（国立大学病院管理会計システム）に人件費データを含める手法を確立し、納得性の高い原価計算結果を算出する。
- ・ 電子カルテ化の導入を実現し、様々な診療行為のクリニカルパスを整備する。
- ・ 引き続き、病院長直轄の危機管理体制の下、迅速な現場のチェックと改善指導及び危険予知体制の整備を進める。

良質な医療人養成

- ・ クリニカル・クラークシップをより一層充実させ、都内市中病院や英米大学病院等への参加をより充実させる一方、本院における臨床医学教育を更に充実させる。
- ・ 病院実習だけではなく、老人介護施設や在宅医療への参加も経験させることによって、臨床医学・健康科学と連携した社会医学領域の教育の充実を図る。
- ・ 内視鏡手術の入門や、動物を用いた外科手技の取得など魅力ある研修内容を用意して、外科研修の更なる充実を図る。
- ・ 臨床研究を視野に入れた臨床研修体制の整備を図る。
- ・ 初期研修に続く、3 年目以降の専門研修に一層魅力的な研修内容を用意することで、大学病院ならではの高水準な研修を図るとともに、指導的人材を養成する。
- ・ 教職員の能力開発・向上のための研修会の実施や、社会人再教育の取り組みである潜在看護師再就業支援プログラムを引き続き実施し、潜在看護師の再就職への支援を行う。

研究成果の診療への反映や先端的医療の導入

- ・ 附属病院のトランスレーショナルリサーチ（TR）を促進するため、平成 19 年度に発足した拠点を中心にシンポジウム等を頻回に開催する。
- ・ TR 支援を強化するため、病院検査部門に TR 検証室を設置し、品質の良い医薬品などを供給するために、製造時の管理、遵守事項を定めた製造規範（GMP 基準）で作成した細胞製剤の安全性試験体制を確立する。また、病院医療情報部に TR 情報室を設置し、TR に関する情報の収集と発信を行う。

- ・ 研究倫理等の e-learning を引き続き実施する。各研究室の運営状況に関するラウンド調査を実施し、一層の安全確保体制の強化に努める。引き続きシンポジウム、セミナーを開催する。

医療従事者等の適切な配置

- ・ 業務量等に配慮し、医師（助教）、看護職員、技術系職員の再配置を行う。また、医療の質を高めるために技術系職員の増強を行う。
- ・ 看護体制の充実を図るため看護師長を管理職とし副看護部長を任期制とする。

（３）附属学校に関する目標を達成するための措置

中等教育学校のモデル校としての役割

- ・ 「学びの共同体」づくりを進め、授業と生徒の学力の関係を明らかにし、生徒の学びを中心とした中等教育学校のカリキュラムを作成する。
 - ・ 引き続き学校教育高度化専攻と協力し、教材、授業方法の開発を推進する。
- #### 学校運営の改善
- ・ 教育課程や教育研究組織など教学面に関する重要事項や方針を審議するために、学校評議員会、三者協議会を引き続き開催する。
 - ・ 予算委員会を定期的で開催し、経営面での改善に努める。
 - ・ 公開研究会等を通じて教員研修を引き続き実施する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

総長の選考方法確立

- ・ 総長選考会議の監理の下に、関係規則に則り円滑な選考会議の運営につとめる。
- #### 中枢組織及び企画立案体制の整備
- ・ 引き続き、総長の意思決定を支援し各種業務を統括するため、副学長を置く。
 - ・ 引き続き、理事の分掌を定めるとともに、必要に応じ、総長の判断によって柔軟に変更する。
 - ・ マネージメントスタッフを引き続き活用し、総長秘書室において、総長のリーダーシップを支援する。
 - ・ 学術企画調整室、財務戦略室、大学委員会等の各機能を活かして、より効果的に、全学的な企画立案、資源配分等の調整を図る。

業務運営体制の整備

- ・ 法人化の趣旨に合致した大学の運営のため、引き続き学内の諸規則・規程の整備を進める。
- #### 事務組織の編成・機能向上
- ・ 教員と職員の協働・連携を進めるため、教員と職員で構成する「室」の更なる機能向上を図るとともに、必要に応じ新しい室の設置を検討する。

部局の運営体制の整備

- ・ 引き続き、研究科長、研究所長等の部局長がリーダーシップを発揮することができるように、必要に応じて副研究科長又は副所長を置く。
 - ・ 引き続き、部局長の下に、必要に応じて少人数からなる部局運営会議等を置く。
- #### 各教育研究分野の特性を勘案した効果的な運営費交付金の配分
- ・ 教育・研究分野の多様性と特性を踏まえ、財務戦略室及び学術企画調整室が、総合的な教育研究プランの立案から学内資源の効果的活用を含め、一体的に取り組む。
 - ・ 各部局の採用可能な人員数の見直しを通じて総長裁量及び教員採用可能数学内再配分システム資

源として確保し、優先順位にしたがって再配分する。

大学全体の内部監査組織の設置

- ・ 監査室による内部監査を着実に実施するため、監査業務に従事する職員が各種の研修等に参加するとともに、研究費の不正防止計画推進部署（コンプライアンス室）及び会計監査人と連携し、情報の収集・把握等に努め専門性の向上を図る。
- ・ 規則等への準拠性に加え、業務の効率性・効果性にも配慮したうえで監査の重点項目を定めるとともに、重点項目についての内部監査手法の確立を図る。
- ・ 監査室の改善提案に対する、その後の状況を継続的に調査・確認するためのフォローアップを実施するとともに、改善提案の実行プロセスの構築を検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直しの方向性

- ・ ASNET 推進室、サステナビリティ学連携研究機構、生命科学教育支援ネットワーク等のネットワーク型組織の一層の推進を図る。
- ・ 部局横断の研究組織の更なる充実、学内研究連携ユニットの育成を図る。
- ・ 法科大学院（法学政治学研究科法曹養成専攻）の修了者に専門職学位を引き続き授与する。
- ・ 公共政策学大学院の修了者に専門職学位を引き続き授与する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

柔軟で多様な教員人事の構築

- ・ 引き続き、教員採用に関して、「東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程」及び「東京大学における教員の任期に関する規則」の活用を図る。
- ・ 引き続き、各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。
- ・ 各部局の研究・教育に関する新規事業及び既存事業を多面的かつ客観的に審査し、中長期的視野から採用可能な人員数を配分する。

柔軟で多様な職員人事の構築

- ・ 幹部職員の人事においては、複数名の副理事又はこれに相当する者を企業等から受け入れる。また、学内からの登用に関して学内公募を実施する。
- ・ 関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験を実施するとともに、東京大学独自の採用試験を実施する。
- ・ 専門性の高い職種について、試験制度によらない選考採用を実施する。
- ・ 事務職員等の人事等の改善プランに基づき、可能な事から順次実施する。

男女共同参画等の促進

- ・ 平成 19 年度科学振興調整費（女性研究者支援モデル育成）に採択された「東大モデル『キャリア確立の 10 年』支援プラン」を実施し、「東京大学男女共同参画基本計画」を着実に推進する。また、引き続き「東京大学次世代育成支援対策行動計画」を実施する。

教職員の人材交流の促進

- ・ 産学連携促進、多彩な人材確保、学外との人事交流を促進するために、教職員兼業の許可手続の簡素化について検討する。
- ・ 研修出向やサバティカル研修に関する規程の運用状況の調査を行い、活用のための改善点について引き続き検討する。
- ・ 平成 19 年度に引き続き、国際交流担当職員の育成のための海外研修を実施するとともに、研修内

容の充実を図る。

- ・ 引き続き、在籍出向等の制度を活用し、職員の人材養成を図る。
人事評価システムの整備・活用
- ・ 職員については、「新たな評価制度」について、検討結果を踏まえ、本格実施を行う。
- ・ 教員については、評価の基本方針の確立を目指す。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

本部と部局等との機能・役割分担の明確化

- ・ 業務の見直し、簡素化・合理化について、自律的な取組を更に促進する。
- ・ 新しい事務組織の下、本部と部局の連携を図りつつ、引き続き円滑な業務遂行を図る。
電子的事務処理の推進
- ・ 人事システムのワンライティング化及び関連事務のペーパーレス化を図る。
- ・ 学務システムの機能拡張を行い、奨学金関連事務の簡素化・迅速化・ペーパーレス化を図る。
- ・ ICカード学生証を利用した学生へのサービスメニューの充実を図る。
- ・ 引き続き、事務支援システムプロジェクトにおいて全学システム（人事給与、財務・会計、学務、施設設備管理の各システム）の融合化、運用管理体制、情報システム費用等の有効活用について取り組む。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

外部資金導入の支援体制の整備

- ・ 競争的資金の申請等について情報収集と学内への迅速な情報提供を行う。
- ・ 渉外本部の人材を強化するとともに、本部と各部局との関係や活動ルール等を整理し、全学的な外部資金獲得体制の構築を目指す。
- ・ 米国にある拠点(東大 イェール・インシアティブ)を中心に在外企業との関係拡充のための体制を整備する。
外部資金導入手続きの効率化
- ・ 競争的資金の申請等について情報収集と学内への迅速な情報提供を行う。
- ・ 平成 19 年度に引き続き、部局事務担当者と直接意見交換を行う「部局出張キャラバン」を実施することで部局と本部における情報と意識の共通化を行う。
- ・ 間接経費について効果的な資源配分となるよう学内配分を実施する。
その他の自己収入
- ・ 教育研究機能を持つ病院として、長期的な観点から必要となる施設・設備整備のあり方について平成 20 年度時点での結論を出す。
- ・ 病院の設備マスタープランの完成を目指す。
- ・ 授業料債権については、平成 19 年度に引き続き、回収の促進に努める。
- ・ 平成 19 年度の検討結果に基づき、引き続き、未収金割合を半減させることを目標として、未収金の発生防止及び回収に努める。また、債権管理については、取扱要領を制定する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制

- ・ 電力契約については、経費抑制、地球温暖化防止の観点から見直し点検を行う。屋内清掃、屋内警備等は平成 21 年度契約に向け仕様を見直し経費抑制を図る。また、経費抑制等のため O A 機器のリサイクル化を促進する。

- ・ 効率的・効果的業務の遂行及び経費抑制を図るため外部委託が適切な業務について積極的に推進する。
- ・ 実験用器具・消耗品等の Web 発注化を図る。また、公開見積り競争方式を促進し、調達コストの抑制を図る。
- ・ 施設・設備管理システムの一部をなす「共用研究設備管理システム」の平成 21 年度運用開始に向け、引き続き作業を行う。
- ・ 引き続き財務戦略室において効果的な資源配分となるよう学内予算配分を実施する。
- ・ 「サステイナブルキャンパス整備」を確実に進め CO₂ 及び効果的なコストの削減を図る。
- ・ 全学的な情報共有促進のために、ポータルサイト及び学内者専用ページ掲載情報を充実し、ペーパーレス化を促進するとともに、その活用を全学的に更に進める。
- ・ 引き続き、事務系業務フローの簡素化の徹底及び廃止すべき業務の洗い出しを行うなど、事務量の軽減に向けた取組を推進する。
人件費の削減
- ・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 20 年度は概ね 1% の人件費削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

現預金の効率的・効果的な管理運用

- ・ 法人法が定める運用方法の範囲内で競争原理を活かしつつ、積極的に余裕資金の運用を行う。
- ・ 「東京大学施設等の有効活用に関する指針」に則り、引き続き既存施設の利用状況を調査、把握し、より有効的な活用を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価システムの確立

- ・ 評価担当部門において、評価業務を引き続き推進する。
- ・ 評価支援室を中心として、全学の自己点検・評価のあり方等について、引き続き検討を進める。
- ・ 引き続き、東京大学標準実績データベースの導入を促進し、必要に応じて、機能拡張を図る。
- ・ 評価支援室を中心として、部局等との連携を図りつつ、効率的で適正な自己点検・評価作業の実施を図る。

評価結果の大学運営改善への活用

- ・ 各部局の評価結果を踏まえ、各部局の教育研究活動等の改善を促進する。
- ・ 全学及び部局等における評価を踏まえ、次期中期目標・中期計画の検討を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

広報体制の強化

- ・ 引き続き各部局との連携や広報作業体制の整備を通じて、情報発信の推進及び効率化を図る。
- ・ 引き続き多様な広報メディアを効果的に活用し、広報活動の充実を図る。併せて国際的な情報発信を行うために、英文ホームページ等の充実を図る。
- ・ 引き続き公開講座等の充実を図り、学術研究の成果を広く国民に還元する。
- ・ 平成 21 年度に英国において東京大学フォーラムを開催する予定であり、その準備を行う。

総合的学術情報システムの構築

- ・ 知的財産関連の規則類、様式類の整備を更に進めるとともに、それらの学外への情報公開に努める。

- ・ 東京大学学術機関リポジトリの事業推進に関して、論文データの収集活動を引き続き展開する。
- ・ 東京大学学術機関リポジトリシステム及び東京大学標準実績データベース等の情報の共有化等について検討する。

個人情報保護システムの構築と情報倫理の遵守

- ・ これまでの請求事例等の蓄積を踏まえ、請求への迅速な対応に生かしていく。
- ・ セキュリティ・ポリシー対策基準等に基づき、情報セキュリティ関連の諸規則や体制の整備を進める。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成の推進

- ・ 東京大学キャンパス敷地の緑地の維持保全対策を事業年次計画に基づき引き続き推進する。
 - ・ 引き続き、学生や教職員の福利厚生施設の整備を推進する。
- 各キャンパスの土地・施設設備の有効活用
- ・ 引き続き、「整備計画概要」の柏地区キャンパス 期用地、柏 キャンパス、柏の葉駅前キャンパスに係る施設構想を検討する。
 - ・ 引き続き、施設等の点検・評価を定期的実施する。
 - ・ 本郷地区キャンパスにおける駐車料金有料化の試行を行う。
 - ・ 施設・設備管理システムの構成の一部をなす「共用研究設備管理システム」の平成 21 年度運用開始に向け、引き続き作業を行う。

施設設備の経年による劣化、環境保全、ユニバーサルデザイン化の配慮

- ・ 「東京大学長期修繕基本計画」に則り、修繕を実施する。
- ・ 管理水準の高度化を目的として各部局で発注している保全管理業務の本部一元化を検討する。
- ・ 安全対策（耐震改修、手すり設置、囲障及び擁壁改修）を計画的に実施する。

施設需要等への対応

- ・ 各地区において施設整備補助金及び民間出捐金を財源として、「整備計画概要」に基づいた施設整備を計画的に推進する。平成 20 年度においては以下の事業の完成を目指す。

- ・（本郷）耐震改修事業〔農学部中央図書館、工学系総合研究棟、理学系校舎、研究・収蔵棟、原子動力実験装置室、タンデム加速器研究棟〕

- ・（駒場）耐震改修事業〔学生会館、102 号館〕

- ・（本郷）経済学部学术交流棟

- ・（本郷）フードサイエンス棟

- ・（病院）看護師宿舎 3 号館増築

- ・（本郷）ファカルティハウス

- ・（追分）国際学生宿舎

- ・（柏）国際研究支援施設

- ・（柏）インターナショナルロッジ

- ・（本郷）学生支援センター

- ・ 新築等施設面積の 20% を共用スペースとして使用する全学的なルールに基づき、引き続き共用利用スペースを確保する。

- ・ 新たな民間活力の積極的導入、地方公共団体等からの寄付受入れの導入等、新手法による施設整

備方策の検討を推進する。

- ・（柏）海洋研究所総合研究棟施設等整備事業
- ・ 次に掲げる PFI 事業について着実に推進する。
- ・（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業
- ・（地震）総合研究棟施設整備事業
- ・（駒場）駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等事業
- ・（駒場）駒場オープンラボラトリー施設整備事業

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

安全管理体制の整備

- ・ 環境安全本部は、部局の安全衛生管理室と連携し、実効ある安全衛生管理体制を強化する。
- ・ 全部局安全衛生管理室長会議を引き続き開催する。

学生等を含めた大学構成員の安全管理

- ・ 薬品管理システムの利用を推進し、全学の化学物質・高圧ガスの管理を徹底する。
 - ・ 環境安全本部は、部局の安全衛生管理室と連携し、実効ある安全衛生管理体制を強化する。
 - ・ 産業医職場巡視と連携し安全対策の継続的な実施を行う。
 - ・ 有害な実験廃棄物は回収し、環境安全研究センターにおいて適切に処理する。一般廃棄物は、分別収集によりリサイクルを推進する。
 - ・ 関連機関等との連携強化を進め、防災訓練を重ねることにより、より実質的な防災体制を整備する。
 - ・ 災害対策本部のインフラ整備の充実を図る。
 - ・ ホームページ、学内広報、ポータルサイト等を利用した周知を行い、講習会等を通じた安全管理に関する教育・訓練を行う。
 - ・ 環境報告書を作成する。
- キャンパスの総合的な安全管理
- ・ 関連機関等との連携強化を進め、防災訓練を重ねることにより、より実質的な防災体制を整備する。
 - ・ 災害対策本部のインフラ整備の充実を図る。
 - ・ 災害時優先電話回線を見直し、災害時の通信連絡網を増強する。
 - ・ 「東京大学長期修繕基本計画」に則り、給水主管の耐震化の計画を策定する。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

232億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出する必要が生じた際に借り入れすることが想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

1. 大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林の土地の一部（北海道富良野市山部 179,274.32 m²）を譲渡する。

2. 大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林の土地の一部（千葉県君津市黄和田畑字郷田倉外 2,570.74 m²）を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院における建物新営工事及び、病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医学部附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

また、医科学研究所附属病院における病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学医科学研究所附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

当該年度の決算において剰余金が生じた場合は、全学的な観点に立ち、本学の教育研究の質の向上及び組織運営の改善のための経費に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・本郷団地工学部7号館改修	総額 6,094	施設整備費補助金 (4,466)
・本郷団地原子動力実験装置室改修		船舶建造費補助金 (0)
・本郷団地タンデム加速器研究棟改修		長期借入金 (714)
・駒場 団地学生会館改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (179)
・駒場 団地102号館等改修		民間出えん金（寄附） (735)
・本郷団地農学部中央図書館改修		
・本郷団地地理学部化学本館改修		
・本郷団地地理学部3号館改修		
・本郷団地研究・収蔵棟改修		
・（地震）総合研究棟施設整備事業（PFI）		
・（駒場）オープンラボラトリー施設整備事業（PFI）		
・（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業（PFI）		
・（駒場）駒場コミュニケーション・プラザ施設整備事業（PFI）		
・病院特別医療機械		
・小規模改修		
・経済学部学術交流研究棟（寄附）		
・山中寮内藤セミナーハウス〔仮称〕（寄附）		
・フードサイエンス棟〔仮称〕（寄附）		

注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 雇用方針

- ・ 各部局の教育研究活動、業務運営活動に応じた多面的で多様な任期制の活用を図る。

